

## 福島第1原発放射能の北区内測定開始と 数値の公表について（要請）

2011年6月1日

東京都北区長

花川 興惣太 殿

東京都北区王子本町1丁目18番1号 北法ビル

東京北法律事務所

弁護士 鳥生 忠 佑

弁護士 坂田 洋 介

弁護士 金井 知 明

弁護士 長谷川 弥 生

電話 3907-2105



先日の北区長選挙で、重ねてのご当選をお祝いします。

また、地域住民の生活に、日々ご配慮いただいていることに感謝します。

1. ご承知のとおり、今日、北区民の多くが、福島第1原発の放射能飛散について収束がなされず、日々原発から放射能（ヨウ素・セシウム・プルトニウム・ストロンチウム等）を大気中及び海中に飛散させていることに、生活上及び人命とに大きな不安を抱えています。

そして今日では、南足柄のお茶まで、放射性セシウムが基準値を超えてとして、出荷制限となりました。放射能が日々広がっていることは明らかです。

2. 放射線測定と公表は、今日ようやく東京都によって行われていますが、それは東京は新宿1ヶ所のみ公表であり、さらにその測定は地上18メートルの建物の上、つまり上空で行われています。もともと、健康被害を考えるのであれば、大気の放射線数値の測定は地上1メートルの所で行うべきであり、18メートルの建物屋上ではその数値は比較の基準とならないものです。

3. 放射能危険の特徴は、ガン、甲状腺、心筋梗塞などの持病を発生させるだけでなく、放出する放射線が人のDNAに影響を与えるところにあり、また放射能の特徴は日々消えずに蓄積するところにあります。したがって、仮に、放出が向こう1年ないし2年続くのであれば、その蓄積値まで合計して検討しなければならず、それでないとも正確に被曝の実態を把握できません。したがって、長期にわたる各地独自の資料保存と蓄積が必要です。

また、放射能被害は、時間的にも範囲のうえでも「無限定」であり、若い人ほど命と健康にかかわるものです（幼児はとくにです）。

4. 区民が生活する場所での大気等放射線の正確な数値（この他にも土壌汚染の問題もあります）を日々知ることは、生活者がもつ憲法上の「知る権利」であり、また法律上も地域住民個々が持つ健康維持のための基本的権利です。これを測定し、かつその数値を公表することは、自治体としての北区の最も身近な責務であることも明らかです（全国各地の自治体では、すでに測定・公表を行っています）。

5. そこで、北区としても、まず第1に、北区役所前をはじめ各支所・出張所前において、また各学校の校庭、保育園・幼稚園及び子どもの遊ぶ区内の各公園及び砂場など適地を定めて、定時に、地上1メートルで大気放射線及び土壌の放射性物質を測定し、その測定値を日々北区のホームページなどで公表されるよう、要請します。

以上の要請について、問題が発生中であり、急ぎますので、日数をおかず、なるべく早く文書でご回答下さるようお願いいたします。